明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

十二	1　非化石エネルギーを導入するために必要な設備を設置する者 2　省エネルギーに資する施設等を取得し、省エネルギーを推進する者 3　公害防止及び再生資源の有効利用等を図る者	中小企業における非化石エネルギーの導入、省エネルギーの促進、公害防止及び再生資源の有効利用等により環境対策の促進を図ること。
十三	自ら策定した事業継続計画に基づき、防災に資する施設等の整備を行う者	中小企業による、災害発生時の事業継続の観点からの防災に資する施設等の整備を支援すること。
十四	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に、売上の減少等業況悪化を来している者であって、中長期的には業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる者	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に、売上の減少等業況悪化を来している中小企業者であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を図ること。
十五	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難を来している者で、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれる者	金融機関との取引状況の変化により、一時的に、資金繰りに困難を来している中小企業者の経営安定を支援すること。
十六	関連企業の倒産により、経営に困難を来している者	関連企業の倒産により経営に困難を来している中小企業者の経営の安定を支援すること。
十七	1　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の申立て等を行った者であって、認可決定前の者 2　民事再生法等に基づく再生計画等の認可等を受けた者及び私的整理に関するガイドラインに沿って私的整理を行う者	地域経済の産業活力維持への貢献や技術力等から見て経済的又は社会的に有用である事業の再生を支援すること。
十八	経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている者であって、自助努力により企業再建が見込まれる者	地域経済の産業活力維持に資する事業等を行う中小企業者であって、経営改善経営再建等に取り組む必要が生じている者の自助努力による企業再建を支援すること。
十九	災害により被害を受けた者（次号及び第二十一号に該当する者を除く。）	災害により被害を受けた中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資すること。
二十	東日本大震災により被害を受けた者及び東日本大震災に起因する影響を受けた者	東日本大震災により被害を受けた中小企業者及び東日本大震災に起因する影響を受けた中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域等の復興に資すること。
二十一	平成二十八年熊本地震により被害を受けた者及び平成二十八年熊本地震に起因する影響を受けた者	平成二十八年熊本地震により被害を受けた中小企業者及び平成二十八年熊本地震に起因する影響を受けた中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域等の復興に資すること。
二十二	証券化の手法を用いて無担保による資金を調達しようとする者	証券化の手法を用いて中小企業に対する担保に依存しない資金供給の円滑化及び証券化市場の育成を図ること。

○文部科学省告示第五十五号

教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十二条の二第一項の規定に基づき、公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針を次のように定めたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣　松野　博一

公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針

一　背景及び趣旨

おおよそ全ての教員は、教育を受ける子供たちの人格の完成を目指し、その資質の向上を促すという非常に重要な職責を担っている高度専門職であり、学校教育の成否は、教員の資質によるところが極めて大きい。教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第九条第一項において、教員は、絶えず研究と修養に励むこと、同条第二項において、教員の養成と研修の充実が図られなければならないことが規定されているように、これまでも常にその資質の向上が図られるよう、法令上、特別な配慮がなされているところである。子供たちの成長を担う教員に求められるのは、いかに時代が変化しようとも、その時代の背景や要請を踏まえつつ、自らが子供たちの道しるべとなるべく、常にその資質の向上を図り続けることである。

一方、学校現場においては、教員の大量退職・大量採用等の影響によって、年齢構成や経験年数の不均衡が生じ、従来の学校組織において自然に行われてきた経験豊富な教員から若手教員への知識及び技術等の伝達が困難となるなど、教員を巡る環境が大きく変化している。

また、グローバル化、情報化の進展等、社会が急速に変化する中にあって、こうした状況の変化を踏まえた新しい時代の教育に対応できるよう、小学校学習指導要領（平成二十九年文部科学省告示第六十三号）、中学校学習指導要領（平成二十九年文部科学省告示第六十四号）、高等学校学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）、幼稚園教育要領（平成二十九年文部科学省告示第六十二号）、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成二十九年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第一号）、特別支援学校幼稚部教育要領（平成二十一年文部科学省告示第三十五号）、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十六号）及び特別支援学校高等部学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十七号）（以下「学習指導要領等」という。）の趣旨を実現するための教員の資質の向上に向けた環境を整えることが不可欠である。

こうした状況を踏まえ、教員の養成・採用・研修を通じた新たな体制の構築等のため、教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十七号。以下「改正法」という。）が、第百九十二回国会において成立したところである。

このうち、改正法による改正後の教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号。以下「法」という。）において、法第二十一条第二項の公立の小学校等の校長及び教員（以下「教員等」という。）の任命権者（以下「任命権者」という。）は、法第二十二条の二第一項の指針（以下「指針」という。）を参酌しつつ、その地域の実情に応じ、法第二十二条の三の指標（以下「指標」という。）を策定することとし、その際、法第二十二条の五の協議会（以下「協議会」という。）における協議を経ることとするなどの新たな制度が創設されたところである。